

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

標記については、平成16年10月1日付保医発第1001002号により取り扱っているところであるが、その一部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

1 別添1

- (1) 第1章3を第1章4に改める。
- (2) 第1章2を第1章3に改める。
- (3) 第1章1の次に次のように加える。
 - 2 患者が施術者から健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供を受けて、当該施術者を選択し、施術を受けた場合は、療養費の支給の対象外とする。
- (4) 第7章中「社団法人日本鍼灸師会」を「公益社団法人日本鍼灸師会」に改め、「社団法人全日本鍼灸マッサージ師会」を「公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会」に改め、「社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会」を「公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会」に改める。
- (5) 別紙4を次のとおり改める。

2 別添2

- (1) 第1章3を第1章4に改める。
- (2) 第1章2を第1章3に改める。
- (3) 第1章1の次に次のように加える。
 - 2 患者が施術者から健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の

利益の提供を受けて、当該施術者を選択し、施術を受けた場合は、療養費の支給の対象外とする。

- (4) 第6章中「社団法人日本鍼灸師会」を「公益社団法人日本鍼灸師会」に改め、「社団法人全日本鍼灸マッサージ師会」を「公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会」に改め、「社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会」を「公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会」に改める。
- (5) 別紙4を次のとおり改める。

(被保険者・家族)療養費 支給申請書

別添1 (別紙4)

(はり・きゆう用)

(平成 年 月分)

機関コード

特記事項 1 社国 2 公費 3 後高 4 退職 5 種類 05 鍼灸 6 本外 7 三外 8 家外 9 高外 10 高外 8 給付割合 8 9 10

公費負担者番号 公費受給者番号 区市町村番号 受給者番号 被保険者番号 被保険者記号・番号 被保険者氏名 (フリガナ) 男・女 事業所 所在地 被保険者の住所 (受取人情報) / (被保険者情報) 電話 () 療養が被扶養者に関するとき 被扶養者氏名 男・女 生年月日 明大 治正 和成 年 月 日生 被保険者との続柄 発病の原因及びその経過 業務上・外、第三者行為の有無 初療年月日 手術期間 実日数 入院入院外の別 0:入院外 1:入院 傷病名 1.神経痛 2.リウマチ 3.頸腕症候群 4.五十肩 5.腰痛症 6.頸椎捻挫後遺症 7.その他 () 初検料 1.はり 2.きゆう 3.はり・きゆう併用 円 1.はり 円× 回= 円 2.きゆう 円× 回= 円 3.はり・きゆう 併用 円× 回= 円 電療料 1.電気針 2.電気温灸器 3.電気光線器具 円× 回= 円 往診料 2kmまで 円× 回= 円 加算 (km) 円× 回= 円 合計 円 一部負担金 (割) 円 請求額 円 施術日 通院○ 往診◎ 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 施術証明欄 上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。 平成 年 月 日 はり師・きゆう師 住所 保健所登録区分 1. 施術所所在地 2. 出張専門施術者所在地 氏名 電話 同意記録 同意医師の氏名 住所 同意年月日 傷病名 要加療期間 申請者 上記の療養に要した費用に関して、療養費(医療費)の支給を申請します。 平成 年 月 日 世帯主 住所 〒 組合員 被保険者 氏名 電話 支払機関 支払区分 1. 振込 預金種類 (普通) 2. 当座 金融機関名 三井住友 銀行 高田馬場 本店 支店 出張所 金融機関コード 0009-273 口座番号 4113660 口座名義人 社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会健保口 (口座名義人フリガナ) シャタノホウジンニホンアンマッサージシヤツシカイ ケンボウグチ 委任欄 本請求に基づく療養費(医療費)の受領を下記代理人に委任いたします。 平成 年 月 日 世帯主 住所 〒169-8664 東京都新宿区西早稲田2-18-2 日本盲人福祉センター内 氏名 (公社)日本あん摩マッサージ指圧師会 会長 時任 基清 平成 年 月 日提出 受付日付印

社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会 会員用

(記入上の注意) 1. 治療を要した場合は、摘要欄にその理由を記入してください。 2. 再同意書については、実際に医師から同意を得ていれば必ずしも添付を必要としません。 この場合には同意をして医師の氏名、住所、同意年月日、傷病名、要加療期間の提示がある場合にはその期間を[同意記録欄]に記入してしてください。

(被保険者・家族)療養費 支給申請書

(マッサージ用)

(平成 年 月分)

機関コード

特記事項	1 社国 3 後高	2 本外	8 高外 9	給付割合
	2 公費 4 退職	4 三外 6 家外	0 高外 8	
種類		04 マ		

公費負担者番号	
公費受給者番号	
区市町村番号	
受給者番号	
保険者番号	
被保険者記号・番号	

被保険者氏名	(フリガナ)		事業所	名称	
	明・大・昭・平	年 月 日		所在地	
被保険者の住所	郵便番号		(フリガナ)	電話 ()	
	(受取人情報) / (被保険者情報)				

療養が被扶養者に関するとき	被扶養者氏名	男・女	生年月日	明大昭平	治正和成	年 月 日	被保険者との続柄
---------------	--------	-----	------	------	------	-------	----------

発病の原因及びその経過	業務上・外、第三者行為の有無						
初療年月日	平成 年 月 日	自・平成 年 月 日	施 術 期 間	実日数	入院入院外の別 ①:入院外 1:入院	1.業務上 2.第三者行為である ③.その他	
施 術 内 容 欄	傷病名又は症状					年 月 日	請求区分 新規・継続 転 継続・治癒・中止・転医
	マッサージ	円×	局所×	回=	円	摘 要	
	変形徒手矯正術	円×	肢×	回=	円		
	温罨法	円×		回=	円		
	温罨法・電気光線器具	円×		回=	円		
	往 療 料 2kmまで	円×		回=	円		
	加算 (km)	円×		回=	円		
	合 計						円
	一部負担金 割)						円
	請 求 額						0 円
施術日 通院○ 往診◎	月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31						

施 術 証 明 欄	上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。		保健所登録区分	1. 施術所所在地	2. 出張専門施術者所在地
	平成 年 月 日	あん摩マッサージ指圧師 住所			
	施術者登録番号	氏 名	☎	電 話	

同意記録	同意医師の氏名	住 所	同意年月日	傷 病 名	要加療期間
------	---------	-----	-------	-------	-------

申 請 者	上記の療養に要した費用に関して、療養費(医療費)の支給を申請します。				
	平成 年 月 日	全国健康保険協会支部 健康保険組合 共済組合 市町村 国民健康保険組合 後期高齢者広域連合長殿	世帯主 組合員 被保険者	住所 〒	☎ 電 話

支 払 機 関	支払区分 1. 振込	預金種類 ① 普通 2. 当座	金融機関名 三井住友	銀行 金庫 農協	高田馬場	本店 支店 出張所
	金融機関コード	0009-273	口座番号	4113660		

委 任 欄	本請求に基づく療養費(医療費)の受領を下記代理人に委任いたします。					平成 年 月 日提出
	平成 年 月 日	世帯主 組合員 被保険者 受給者	住所 氏 名	☎		受付日付印
代理人 住所 〒169-8664 東京都新宿区西早稲田2-18-2 日本盲人福祉センター内 氏 名 (公社)日本あん摩マッサージ指圧師会 会長 時任 基清 ☎						

社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会 会員用

(記入上の注意) 1. 往療を要した場合は、摘要欄にその理由を記入してください。
2. 再同意書については、実際に医師から同意を得ていれれば必ずしも添付を必要としません。
この場合には同意をして医師の氏名、住所、同意年月日、傷病名、要加療期間の提示がある場合にはその期間を[同意記録欄]に記入してしてください。

○「はり師、きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」新旧対照表

新	旧
<p>別添 1 はり、きゆうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等 第 1 章 通則</p> <p>1 はり、きゆうの施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の対象となる施術は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」（昭和22年12月20日法律第217号）に反するものであってはならないこと。</p> <p>2 <u>患者が施術者から健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供を受けて、当該施術者を選択し、施術を受けた場合は、療養費の支給の対象外とする。</u></p> <p>3 療養費の適正な支給を確保するためには、施術を行う者の協力が不可欠であることから、療養費の対象となる施術を行う機会のある施術者に対しては、本留意事項の周知を図り、連携して円滑な運用に努めること。</p> <p>4 請求のあった療養費は、適正な支給を確保しつつ速やかに支給決定するよう努めること。</p> <p>第 2 章 療養費の支給対象 （略）</p> <p>第 3 章 医師の同意書、診断書の取扱い （略）</p> <p>第 4 章 初検料 （略）</p> <p>第 5 章 施術料 （略）</p>	<p>別添 1 はり、きゆうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等 第 1 章 通則</p> <p>1 はり、きゆうの施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の対象となる施術は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」（昭和22年12月20日法律第217号）に反するものであってはならないこと。</p> <p>2 療養費の適正な支給を確保するためには、施術を行う者の協力が不可欠であることから、療養費の対象となる施術を行う機会のある施術者に対しては、本留意事項の周知を図り、連携して円滑な運用に努めること。</p> <p>3 請求のあった療養費は、適正な支給を確保しつつ速やかに支給決定するよう努めること。</p> <p>第 2 章 療養費の支給対象 （略）</p> <p>第 3 章 医師の同意書、診断書の取扱い （略）</p> <p>第 4 章 初検料 （略）</p> <p>第 5 章 施術料 （略）</p>

<p>第6章 往療料 (略)</p> <p>第7章 施術録 (略)</p> <p>療養費の円滑な運用をするためには、施術者の行った施術の内容について確認する必要がある場合が考えられるが、公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、社会福祉法人日本盲人会連合の会員である施術者には、当該法人より別紙3の施術録を整備すること、保険者等からの施術録の提示及び閲覧等を求められた場合は速やかに応じること、施術録を施術完了の日から5年間保管すること、が周知指導されているので参考にされたい。</p> <p>施術録の記載事項 (例) (略)</p> <p>第8章 支給事務手続き (略)</p>	<p>第6章 往療料 (略)</p> <p>第7章 施術録 (略)</p> <p>療養費の円滑な運用をするためには、施術者の行った施術の内容について確認する必要がある場合が考えられるが、社団法人日本鍼灸師会、社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、社会福祉法人日本盲人会連合の会員である施術者には、当該法人より別紙3の施術録を整備すること、保険者等からの施術録の提示及び閲覧等を求められた場合は速やかに応じること、施術録を施術完了の日から5年間保管すること、が周知指導されているので参考にされたい。</p> <p>施術録の記載事項 (例) (略)</p> <p>第8章 支給事務手続き (略)</p>
--	--

○「はり師、きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」新旧対照表

新	旧
<p>別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則</p> <p>1 マッサージの施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の対象となる施術は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」（昭和22年12月20日法律第217号）に反するものであってはならないこと。</p> <p>2 <u>患者が施術者から健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供を受けて、当該施術者を選択し、施術を受けた場合は、療養費の支給の対象外とする。</u></p> <p>3 療養費の適正な支給を確保するためには、施術を行う者の協力が不可欠であることから、療養費の対象となる施術を行う機会のある施術者に対しては、本留意事項の周知を図り、連携して円滑な運用に努めること。</p> <p>4 請求のあった療養費は、適正な支給を確保しつつ速やかに支給決定するよう努めること。</p> <p>第2章 療養費の支給対象 (略)</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)</p> <p>第4章 施術料 (略)</p> <p>第5章 往療料 (略)</p>	<p>別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則</p> <p>1 マッサージの施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の対象となる施術は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」（昭和22年12月20日法律第217号）に反するものであってはならないこと。</p> <p>2 療養費の適正な支給を確保するためには、施術を行う者の協力が不可欠であることから、療養費の対象となる施術を行う機会のある施術者に対しては、本留意事項の周知を図り、連携して円滑な運用に努めること。</p> <p>3 請求のあった療養費は、適正な支給を確保しつつ速やかに支給決定するよう努めること。</p> <p>第2章 療養費の支給対象 (略)</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)</p> <p>第4章 施術料 (略)</p> <p>第5章 往療料 (略)</p>

第6章 施術録 (略)

療養費の円滑な運用をすするためには、施術者の行った施術の内容について確認する必要がある場合が考えられるが、公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、社会福祉法人日本盲人会連合の会員である施術者には、当該法人より別紙3の施術録を整備すること、保険者等からの施術録の提示及び閲覧等を求められた場合は速やかに応じること、施術録を施術完了の日から5年間保管すること、が周知指導されているので参考にされたい。

施術録の記載事項 (例) (略)

第7章 支給事務手続き (略)

第6章 施術録 (略)

療養費の円滑な運用をすするためには、施術者の行った施術の内容について確認する必要がある場合が考えられるが、社団法人日本鍼灸師会、社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、社会福祉法人日本盲人会連合の会員である施術者には、当該法人より別紙3の施術録を整備すること、保険者等からの施術録の提示及び閲覧等を求められた場合は速やかに応じること、施術録を施術完了の日から5年間保管すること、が周知指導されているので参考にされたい。

施術録の記載事項 (例) (略)

第7章 支給事務手続き (略)